

平成30年度 あきる野商工会住宅改修工事等助成事業のご案内

あきる野商工会では管内の地域振興事業として、あきる野市または檜原村に居住の方が、あきる野商工会会員事業者（但し、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）が無く、一般の地域店舗に比べて規模が大きな事業者などは対象外）によって個人住宅の改修工事等を行った場合、その費用の一部を助成いたします。

この機会に、地域事業者の利用や多摩産材・省エネ設備機器導入等の促進を図っていただきますよう、どうぞご活用ください。

助成金額	10万円以上（税別）の改修工事等に関して、見積額（税別）又は工事完了後の工事支払額（税別）のいずれか少ない金額の5%で、1世帯年1回限り上限10万円を助成します。
申請期間	平成30年6月1日（金）から平成31年2月28日（木） ※ 平成30年6月1日（金）以降、あきる野商工会へ申請をした後に工事着工し、平成31年2月28日（木）までに完了報告書類一式（工事完了届・交付請求書・工事施工中、終了後の写真・領収書の写し他）を提出できる工事が対象。 ※ 申請手続は先着順で受け付けますが、助成金（予定額を含む）が予算額に達し次第受け付けを終了いたします。
申請者の資格	(1) 申請日現在及び工事等完了後も引き続き、あきる野市または檜原村に居住する方 (2) 申請日現在において、住民税及び固定資産税を滞納していない方 *但し、当会とは別にあきる野市または檜原村が実施する助成金・補助金制度を重複して利用することは不可。
対象となる住宅	あきる野市民または檜原村民が所有・居住する個人住宅
対象となる工事	(1) 住宅本体の修繕・改築・外壁修繕・塗り替えによる住宅の長寿命化、省エネ対策設備工事や庭先等の外回り工事を含む住環境機能の維持・向上等を目的とした工事・設備導入。 (2) 平成30年6月1日（金）以降、あきる野商工会へ申請をした後に工事着工し、平成31年2月28日（木）までに完了報告書を提出できる工事。
工事を行える業者	あきる野商工会会員事業者（但し、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）が無く一般の地域店舗に比べて規模が大きな事業者などは対象外）で、助成金交付申請書に記載された改修工事等を行う事業者。
申請及びお問合せ先	あきる野商工会 本所 あきる野市秋川1-8ルピア TEL 042-559-4511 あきる野商工会 支所 あきる野市五日市411（市役所出張所2階） TEL 042-596-2511 8時30分（支所は9時30分）～17時まで（土日祝日・年末年始除く）

平成30年度 あきる野商工会住宅改修工事等助成事業の手続き方法

① 申請方法 ……

あきる野商工会住宅改修工事等助成事業 助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、

- ・ 施工業者が発行した見積書又は見積書の写し
- ・ 工事箇所の施工前の写真（デジカメ画像を印刷したものでも可）
*** 工事完了後の写真と撮影箇所が同じ、明確に比較できるように提出した写真を申請者も保管して、完了後の写真撮影時の参考としてください。**
- ・ 平成29年度分住民税・固定資産税の納税証明書（住民税は納税または非課税証明書）
- ・ その他必要に応じて、あきる野商工会が求める書類
上記の書類と印鑑（シャチハタ不可）を持参して**商工会の窓口**に提出して下さい。
※ 写真については、返却できませんのでご了承ください。

② 助成金交付対象者の決定 ……

申請書及び添付書類等審査し、助成金交付対象（予定）決定を文書で通知いたします。

③ 工事完了後の提出書類 ……

工事完了後、以下の書類を速やかに**商工会の窓口**に提出して下さい。

- ・ あきる野商工会住宅改修工事等助成事業助成金に係る工事完了届（様式第3号）
 - ・ 助成金交付請求書（様式第4号）
 - ・ 領収書又は領収書の写し
 - ・ 工事箇所の**施工中・施工後**の写真（デジカメ画像を印刷したものでも可）
*** 工事前との比較が明確にできるよう建物等の角度や大きさが工事前写真と同様になるよう撮影・提出してください。比較が不明な場合は不可。**
 - ・ 振込口座の確認できる預金通帳等のコピー
 - ・ その他必要に応じて、あきる野商工会が求める書類
- ※ 写真については、返却できませんのでご了承ください。
※ 工事完了報告書の最終受付日は**平成31年2月28日（木）**までです。

④ 助成金の交付確定 ……

工事完了後に提出して頂いた書類の内容を審査の上、適当と認めた時は、助成金の額を確定し、助成金交付決定通知書を申請者の方に文書で通知いたします。

⑤ 助成金の交付 ……

指定された口座に振り込みます。

申請書類の記入上の注意

交付申請書、工事完了届、交付請求書、口座名義人、領収書のコピーはすべて世帯主名でお願いします。

印鑑はすべて認印でかまいません。（但しシャチハタは不可）

あきる野商工会長 殿

**世帯主名を
記入します**

住所 あきる野市秋川1-8
氏名 商工太郎 印

平成30年度 あきる野商工会住宅改修工事等助成金 交付申請書

あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付要綱第6条の規定により、助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ	ショウコウ タロウ	生年月日
	氏名	商工太郎	〇〇年 〇月 〇日
	住所	〒197-0804 あきる野秋川1-8	電話番号 042-559-4511
	* 平成30年度 あきる野市・檜原村が実施する助成等制度との重複利用を しています ・ していません（重複利用は不可） （↑いずれかに○を付けてください。）		
施工業者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	〒	電話番号
工事内容	具体的にどのような工事かわかるように		
工事金額 (税別)	円 (税別・円未満切捨て)		
工事期間 (予定)	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		

添付書類

- (1) 工事見積書又は見積書の写し
- (2) 工事箇所の施工前の写真（デジカメ画像を印刷したものでも可）
* 工事完了後の写真と撮影箇所が同じ、明確に比較できるよう提出した写真を申請者も保管して、完了後の写真撮影時の参考としてください。
- (3) 平成29年度分 住民税・固定資産税の納税証明書
(住民税は納税または非課税証明書)
- (4) その他必要に応じて、あきる野商工会が求める書類

あきる野商工会長 殿

世帯主名を 記入します	住 所 あきる野市秋川1-8 氏 名 商 工 太 郎 ㊞
------------------------	---------------------------------

平成30年度 あきる野商工会住宅改修工事等助成金に係る工事完了届

改修工事等が完了したので、あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり工事完了届を提出します。

記	工事の具体的な内容をご記入ください
工 事 内 容	税抜き金額で 必ずご記入下さい
工事金額（税別）	円（税別・円未満切捨て）
工 事 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

添付書類

- (1) 改修工事完了後の支払領収書又は領収書の写し
- (2) 工事箇所の**施工中・施工後**の写真（デジカメ画像を印刷したものでも可）
***工事前との比較が明確にできるよう、建物の角度や大きさが工事前写真と同様になるよう撮影・提出してください。**
比較が不明な場合は不可となります。
- (3) その他必要に応じて、あきる野商工会が求める書類

あきる野商工会長 殿

**世帯主名を
記入します**

住 所 あきる野市秋川1-8
氏 名 商工 太郎 印

平成30年度 あきる野商工会住宅改修工事等助成金 交付請求書

平成 年 月 日付 交付決定のあった、あきる野商工会住宅改修工事等助成金を下記のとおり請求します。

商工会で記入します。

記

1. 助成金請求金額 _____ 円

・ 世帯主名の口座をご記入ください
・ 郵便局での取扱いはできません

2.

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行 信金 農協	支店
フリガナ		
口座名義人		
口座番号	普通預金 当座預金	

**金融機関・口座名義人・口座番号が確認できる
預金通帳等のコピーを添付してください。**